

花巻市物品購入等に係る電子入札運用基準（令和３年12月９日財務部長決裁）の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
花巻市<u>リース業務</u>に係る電子入札運用基準 1 趣旨 この<u>運用基準</u>は、電子入札システムの適切かつ円滑な<u>運用を図るため</u>、花巻市<u>リース業務</u>に係る電子入札実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 2 <u>用語の定義</u> この<u>運用基準</u>において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。 (1) <u>入札情報公開システム</u> 発注情報、入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。 (2) <u>ヘルプデスク</u> 電子入札システムに関し、入札参加者からの利用方法や障害発生時の対処方法などの問い合わせに一括して対応するために設置する窓口をいう。 3 <u>運用時間</u> (1) 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、花巻市_____の休日に関する条例（平成元年<u>条例</u>_____第37号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除き、次の時間帯とする_____。 _____ 電子入札システム _____ 発注機関 <u>午前８時30分</u>から<u>午後９時</u>まで _____ 入札参加者 <u>午前８時30分</u>から<u>午後８時</u>まで _____ 入札情報公開システム _____ 発注機関 <u>午前８時30分</u>から<u>午後９時</u>まで _____ 入札参加者 午前６時から午後11時まで （新設） (2) <u>ヘルプデスクの運用時間は、市の休日を除き、午前９時から正午まで及び 午後１時から午後５時30分までとする。</u> 4 <u>利用者登録</u> (1)～(3) (略) 5 <u>電子ファイルの作成基準</u> (1) 使用アプリケーションソフト及びバージョンの指定 電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は<u>次のいずれかを</u> 指	花巻市<u>物品購入等</u>に係る電子入札運用基準 1 趣旨 この<u>基準</u>は、電子入札システムの適切かつ円滑な<u>運用に関し</u>_____、花巻市<u>物品購入等</u>に係る電子入札実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （削る。） 2 <u>電子入札システム等の運用日及び運用時間</u> _____ 電子入札システム、<u>入札情報公開システム及びヘルプデスクの運用日は花巻市の休日に関する条例（平成元年花巻市条例第37号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く日とし、運用時間は次のとおりとする。</u> (1) 電子入札システム ア 発注機関 <u>午前８時</u>_____から<u>午後10時</u>まで イ 入札参加者 <u>午前８時</u>_____から<u>午後10時</u>まで (2) 入札情報公開システム ア 発注機関 <u>午前８時</u>_____から<u>午後10時</u>まで イ 入札参加者 午前６時から午後11時まで (3) <u>ヘルプデスク 午前９時から正午まで、及び午後１時から午後５時30分まで</u> （削る。） 3 <u>電子入札システムへの利用者登録</u> (1)～(3) (略) 4 <u>電子ファイルの作成基準</u> (1) 使用アプリケーションソフト及びバージョンの指定 電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、<u>次のいずれかを指</u>

定する。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	doc形式又は docx形式
2	Microsoft Excel	xls形式 xlsx形式
3	その他のアプリケーション	PDFファイル (Acrobat5以上のバージョンで作成したもの) 画像ファイル (JPEG形式、GIF形式) 上記に加え契約担当課長が認めたファイル形式

(2) · (3) (略)

5 入札書 の取扱い

(1) 入札書 の受付

入札書は、電子くじのくじ番号が付されたものを有効な入札書として取り扱うものとする。

(2) 留意事項

入札参加者は、適正な入札書の提出がなされるよう次の事項に留意すること。

ア 入札書の入力は、正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。

イ 入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう時間
に余裕をもって処理を行うこと。

ウ 入札書が正常に送信されたことを入札書受付票により確認すること。

6 紙入札の取扱い

(1) 紙入札承認の基準

発注者は、入札参加者から紙入札参加承諾願（様式第1号）が提出されたときは、次のいずれかに該当する場合に限り、紙入札によることを認めることができる。ただし、紙入札により入札参加申込した後の電子入札への変更は認めない_____。なお、入札（見積を含む。以下同じ。）に係る手続については、発注者の指示に従うこととする。

ア 天災、広域的又は地域的停電、プロバイダ又は通信事業者により起因する通信障害その他入札参加者の責によらない事由により電子入札システムの利用ができない場合

イ ICカードの紛失、破損、閉塞、盗難又は名義人等の変更等により、当該カードが利用できない場合で、再発行の手続を行っているとき。

ウ その他やむを得ない事由により電子入札システムの利用ができない場合で、発注者が特に認めるとき。

(2) 発注者の都合による紙入札への変更

電子入札の**手続開始後、システム障害等の発注者の都合により**
電子入札システムの利用ができない場合は、紙入札に変更できる
ものとする。この場合において、発注者は、入札参加者に対し電

話又はファクシミリ等により連絡するものとする。

(3) 締切日時

紙入札により参加する場合の締切日時は、電子入札システムの入札締切日時と同じとし、期限までに入札書(様式第2号)を封筒に入れ、件名及び称号等を記載のうえ封緘し、契約担当課に持参することとする。ただし、発注者の都合による紙入札への変更の場合は、発注者は入札書等の提出期限を別途指定することができる。

(4) 紙入札に移行する場合の取扱い

ア 発注者は、紙入札での参加を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者(以下「紙入札業者」という。)として登録するものとする。

イ 発注者は、紙入札業者としての登録後においては電子入札での入札手続きを行なわないよう指示するものとする。

ウ 発注者は、紙入札により入札参加申込した後の電子入札への変更は認めないものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うこととし、別途交付又は受領手続きは要しないものとする。

エ 紙入札業者は、入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ番号(任意の3桁の数字)を記載するものとし、入札書にくじ番号の記載がない場合は、くじ番号は「000」として取り扱うものとする。

8 開札

(1) 開札時期

開札は、事前に設定した開札予定日時に速やかに行うものとする。

(2) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知の発行までの手続きが著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に対し電子入札システム等により状況の情報提供を行うものとする。

(3) 入札書提出後の辞退

電子入札システムにより提出された入札書は、いかなる時点においても書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

(4) くじになった場合の取扱い

ア 落札 となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者等を決定するものとする。

イ 電子くじの利用が困難な場合には、別途契約担当課長が指定する場所及び日時においてくじ引きにより決定することとし、別途くじを実施する旨及び対象入札参加者名、入札金額等並びにくじの実施日について当該入札参加者全員に通知を行う。

話又はファクシミリ等により連絡するものとする。

(3) 入札書受付締切日時

紙入札により参加する場合の入札書受付締切日時は、電子入札システムの入札書受付締切日時と同様とし、期限までに入札書(様式第2号又は様式第3号)を封筒に入れ、件名及び称号等を記載のうえ封緘し、契約担当課に持参することとする。ただし、前号の 変更の場合、発注者は、入札書の提出期限を別途指定することができる。

(4) 紙入札に移行する場合の取扱い

ア 発注者は、紙入札での参加を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者(以下「紙入札業者」という。)として登録するものとする。

イ 発注者は、紙入札業者としての登録後においては、電子入札での入札手続を行なわないよう指示するものとする。

ウ 発注者は、紙入札により入札参加申込した後の電子入札への変更は、認めないものとする。ただし、既に実施済の電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱うものとし、別途交付又は受領手続は要しない 。

エ 紙入札業者は、入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ番号(任意の3桁の数字)を記載するものとし、入札書にくじ番号の記載がない場合は、くじ番号は「000」として取り扱うものとする。

7 開札

(1) 開札時期

開札は、事前に設定した開札予定日時に速やかに行うものとする。

(2) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札通知又は見積結果通知の発行までの手続 が著しく遅延する場合は、必要に応じ、入札参加者に対し電子入札システム等により状況の情報提供を行うものとする。

(3) 入札書提出後の辞退

電子入札システムにより提出された入札書は、いかなる時点においても書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

(4) くじになった場合の取扱い

ア 落札又は契約の相手となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者等を決定するものとする。

イ 電子くじの利用が困難な場合には、別途契約担当課長が指定する場所及び日時においてくじ引きにより決定することとし、別途くじを実施する旨及び対象入札参加者名、入札金額等並びにくじの実施日について当該入札参加者全員に通知を行う。

(5) 入札参加者側の障害により入札締切日時 及び開札日時を延長する場合の基準及び取扱い

ア 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。 直ちに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに起因する障害等により、入札締切日時

及び開札日時の変更を行うことができるものとする。

(ア) 天災

(イ) 広域・地域的停電

(ウ) プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害

(エ) 認証局に起因する障害

(オ) その他時間延長が妥当であると認められた場合（ただし、ＩＣカードの紛失又は破損、端末の不具合 入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

イ 変更後の入札締切日時 及び開札日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知を送信するものとし、正式な日時が決定した場合には、再度変更通知を送信する。この場合において、これらの通知を送信できない場合は、電話等で連絡する。

(6) 発注者側の障害により入札締切日時 及び開札日時を延長する場合の取扱い

ア 発注者側の障害が発生した場合は、障害復旧の見込み等について調査を行い、入札締切日時 及び開札日時の変更を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更することができる。

イ 復旧の見込みがあるが、変更後の入札締切日時 及び開札日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知を送信するものとし、正式な日時が決定した場合には、再度変更通知を送信する。この場合において、これらの通知を送信できない場合は、電話等で連絡する。

(7) 開札の中止

開札を中止する場合には、電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

9 その他

この運用基準に定めのない事項については、市長 が別に定めるところによる。

(5) 入札参加者側の障害により入札書受付締切日時 及び開札日時を延長する場合の基準及び取扱い

ア 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、直ちに復旧できないと判断され、かつ、障害等の要因が次のいずれかに起因するものであるとき

は、入札書受付締切日時 及び開札日時の変更を行うことができるものとする。

(ア) 天災

(イ) 広域・地域的停電

(ウ) プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害

(エ) 認証局に起因する障害

(オ) その他時間延長が妥当であると認められた場合（ただし、ＩＣカードの紛失又は破損、端末の不具合等 入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

イ 変更後の入札書受付締切日時 及び開札日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知を送信するものとし、正式な日時が決定した場合には、再度変更通知を送信する。この場合において、これらの通知を送信できない場合は、電話等で連絡する。

(6) 発注者側の障害により入札書受付締切日時 及び開札日時を延長する場合の取扱い

ア 発注者側の障害が発生した場合は、障害復旧の見込み等について調査を行い、入札書受付締切日時 及び開札日時の変更を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更することができる。

イ 復旧の見込みがあるが、変更後の入札書受付締切日時 及び開札日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知を送信するものとし、正式な日時が決定した場合には、再度変更通知を送信する。この場合において、これらの通知を送信できない場合は、電話等で連絡する。

(7) 開札の中止

開札を中止する場合には、電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

8 その他

この基準に定めのない事項については、財務部長 が別に定める。

様式第1号 _____

年 月 日

花巻市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

紙入札参加承諾願

下記電子入札について、下記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札による参加を承諾くださるようお願いします。

なお、同額の入札のためくじ引きにより落札者等を決定することとなった場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより決定することに同意します。また、提出した入札書にくじ番号の記載をしなかった場合には、電子入札運用基準7（4）エに基づき、くじ番号を「〇〇〇」とすることに併せて同意します。

記

- 1 開札日 年 月 日
- 2 件 名
- 3 電子入札へ参加ができない理由（具体的に記入すること）

4 担 当 者

職 名	
氏 名	
電子メールアドレス	
T E L	
F A X	

上記について承諾します。
年 月 日

様

花巻市長

印

様式第2号 _____

年 月 日

花巻市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

印

入 札 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	
一金											円也

件名： _____

花巻市電子入札心得及びその他の条件等を承諾のうえ、入札します。

くじ番号

--	--	--

様式第1号（6関係）

年 月 日

花巻市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

紙入札参加承諾願

下記電子入札について、下記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙による入札（見積）参加を承諾くださるようお願いします。

なお、同額の入札（見積）のためくじ引きにより落札者等を決定することとなった場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより決定することに同意します。また、提出した入札書（見積書）にくじ番号の記載をしなかった場合には、電子入札運用基準7（4）エに基づき、くじ番号を「〇〇〇」とすることに併せて同意します。

記

- 1 開札日 年 月 日
- 2 件 名
- 3 電子入札へ参加ができない理由（具体的に記入すること）

4 担 当 者

職 名	
氏 名	
電子メールアドレス	
T E L	
F A X	

上記について承諾します。
年 月 日

様

花巻市長

印

様式第2号（6関係）

年 月 日

花巻市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

印

入 札 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	
一金											円也

（金額の頭に必ず「¥」マークを記入してください。）

件名： _____

花巻市電子入札心得及びその他の条件等を承諾のうえ、入札します。

くじ番号

--	--	--

(新設)

様式第3号（6関係）

年 月 日

花巻市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

見 積 書

一 金	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壹	円也
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

(金額の額に必ず「〒」マークを記入してください。)

件名：

花巻市電子入札心得及びその他の条件等を承諾のうえ、見積します。

くじ番号